豊障発第　　号
令和　年　月　日

施設長　様

豊田市長　太田　稔彦
（公印省略）

豊田市障がい者就労支援奨励金の決定について

　このことについて、下記のとおり決定しましたので通知します。同封の「豊田市障がい者就労支援奨励金決定書」を利用者に渡していただくようお願いします。
　なお、今後の手続きにつきましては「豊田市障がい者就労支援奨励金支給要綱」を御参考にしてください。今後とも御協力をよろしくお願いします。

記

1　施　設　名

2　支給対象者／支 給 額／支給開始日

名　前	支給対象サービス	① 訓練のための経費（円）	② 通所のための経費（円）	申請日	支給開始年月日

① 訓練のための経費（日額）　月額 3,750 円を上限とする。
② 通所のための経費（日額）　日額 280 円を上限とする。

3　請求方法　　前月のサービス利用実績に基づき、奨励金請求書（様式第３号）をサービス利用の翌月 10 日までに豊田市に提出する。
　例）４月利用分は５月 10 日までに提出

4　支払方法　　奨励金請求書に基づき、翌月以降に支払う。
　例）５月 10 日までに請求書を受理した分を６月 10 日頃に口座振込

【問合せ先】
豊田市役所　障がい福祉課　給付担当
TEL（０５６５）３４－６７５１
FAX（０５６５）３３－２９４０
E-mail：shougai_hu@city.toyota.aichi.jp